

～発行にあたって～

令和6年1月、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行され、基本計画において「新しい認知症観」が示されています。

「新しい認知症観」とは、「認知症になっても、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けていくことができる」という考え方のことです。

認知症は、誰にでも起こりうる可能性があります。春日市は、市民一人一人が認知症について自分事として捉え、正しく理解を深められるよう、より一層の普及啓発に取り組みます。

この手引きは認知症について正しく理解していただくために作成しました。

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、不安や悩みを抱えている人や、そのご家族に活用していただければ幸いです。

令和7年7月

春日市高齢課 認知症地域支援推進員